

高知県働き方改革推進会議 設置要綱

1 背景

我が国は、人口減少社会の到来する中、性別、年齢、障害の有無を問わずすべての人々が、働きやすく、活躍しやすい魅力ある職場環境を作ることで、一人一人の潜在力が最大限に発揮され、労働生産性を向上させていくことが重要な課題となっている。

高知県は、全国に先行して急速に少子・高齢化、人口減少社会が進んでおり、これに歯止めを掛けるためには定住者を増やすことが必要である。そのためには、産業振興策とともに誰もが安全・安心に働ける職場環境を実現し、正社員として働ける安定した雇用（良質な正社員雇用）を確保・創出することが重要となっており、所定外労働時間の削減、年次有給休暇の取得促進、多様な正社員制度の導入などにより、長時間労働や転勤を一律に求める従来の雇用管理を見直し、効率的な働き方を進める「働き方改革」が求められている。

2 目的

上記1の背景を踏まえ、高知県内各地で働き方改革推進の気運を醸成するため、「定住の決め手は良質な正社員雇用の確保、創出」という観点から、国、県、労使団体、金融機関の代表者が一堂に会して意見を交換し、課題解決のための共通認識を得るとともに、中小企業における取組が円滑に進むよう、国、県の雇用対策と労使の自主的な取組に反映させることを目的として「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」（昭和41年法律第132号・平成30年7月6日一部改正）第10条の3に基づく協議会として「高知県働き方改革推進会議」を設置する。

3 構成員及びオブザーバー

- (1) 会議の構成員及びオブザーバーは、別紙のとおりとする。
- (2) 会議は、高知労働局長が主宰する。
- (3) 会議には、必要に応じて、他の関係者の出席を求めることができる。

4 協議事項

会議においては、次の事項について協議を行う。

- (1) 働き方の見直しに向けた地域全体における気運の醸成に必要な取組について
- (2) 働き方改革の推進に当たって解消すべき課題について
- (3) その他働き方改革の推進のために必要な取組について

5 幹事会

効果的かつ円滑に本会議を運営するため、各構成員の事務担当責任者で構成する幹事

会を設置し、上記3及び4の事項について調整を行う。

6 庶務

会議の庶務は、高知労働局雇用環境・均等室において処理する。

7 その他

(1) 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、会議で定める。

(2) 本要綱は、平成28年1月25日から施行する。

本改正要綱は、平成29年2月9日から施行する。

本改正要綱は、平成30年1月23日から施行する。

本改正要綱は、平成31年2月7日から施行する。

本改正要綱は、令和4年2月18日から施行する。